

名古屋市要介護度等改善事例公表事業

改善・向上したこと

不動産業への復帰（要介護3）

事業所	サービス種別	通所リハビリテーション
	事業所名	医療法人杉山会 デイケア・セエダ
	所在地	名古屋市名東区社台3丁目19番地1
利用者	65歳未満 ・ 65～70歳 ・ 70歳代 ・ 80歳代 ・ 90歳～	

取り組み

課題（取り組み前の時点）	小脳梗塞により、複視が認められ移動時に眩暈や気分不快あり、当施設の送迎車に乗れず配偶者の送迎で通所される。運動失調も著明に認められ歩行が不安定なことから車椅子を使用している。※配偶者の宗教上の理由により、回復期病院を経由せず在宅復帰される。		
本人の意向	仕事に復帰したい。		
長期目標	職場復帰	取組機関	2年
長期目標	屋外歩行の獲得	取組期間	1年6カ月
短期目標	歩行の獲得。眩暈の減少	取組期間	1年
関連する加算の算定状況	短期集中リハビリテーション加算・入浴介助加算Ⅱ		

具体的な取り組み事例（期間、頻度、内容、主に担当した職種など）

通所リハビリテーション（6～7時間）にて理学療法士・作業療法士による個別リハビリを40分間週5回3カ月間実施しました。

移動時に眩暈・嘔気が強く起居動作訓練なども困難な状態にあったため、眼帯の使用をしていただいたことで訓練が実施できるレベルに減少したため、個別リハビリを導入していくことができました。（セルフトレーニングとして、眼球運動トレーニングを指導する）個別リハビリテーションでは眼帯を使用した状態での起居動作訓練（電動ベッドの使用方法を指導し、起居・移乗動作時に嘔気が軽減できる方法の獲得）、運動失調に対して重錘などを使用しての上肢・下肢操作訓練を行っています。左後方への傾き時に支えられないことあり、動的立位バランス訓練などを行い立位保持時間の延長などに努めていました。歩行訓練として歩行器（前腕支持・キャスター付き）歩行訓練を実施していました。この時に、振り出しを安定させるため、重錘負荷を行っています。これらのことを短期集中リハビリテーション加算実施中（3カ月）実施し、屋内歩行器歩行を近位監視レベルにて行えるようになっていきます。また、眼帯を使用することで眩暈・嘔気の減少が認められました。眩暈・嘔気が減少したことで、活動量の増加が可能となり、バランス訓練として主動作筋と拮抗筋の同時収縮や歩行訓練を中心に行っていました。歩行訓練時には、段差の踏み替え訓練やT字杖・freehand歩行訓練・階段昇降訓練などを行い、通所から6カ月で屋内T字杖歩行自立となっています。屋内での行動範囲が拡大してきたところで、訪問看護（訪看Ⅰ5）週1回・通所リハビリテーション週3回に

ケアプランが変更となる。屋内での移動距離が安定してきた所で、屋外歩行訓練を開始し、歩行距離を徐々に延長していく。これにもない、歩道橋（スロープを用いて坂道の練習・手すりなしでの段差昇降）や横断歩道（信号なし）の横断など応用的な屋外歩行訓練を行うことで、家族付き添いのもと新幹線利用し東京まで旅行に行けるようになっていきます。通所から1年6カ月で家族付き添いのもとで公共交通機関を利用して、会社までの移動や自宅周囲を独歩にて移動可能な状況となっています。仕事内容は管理業務であり、職場にたどり着ければ復職可能であると聴取していた為、現状で可能なレベルと思われましたが家族の不安がまだ残存している状況となっています。通所リハビリテーションも週1回利用へ改善されています。身体状況の報告や通所リハビリテーションのサービス内容に物足りなさを促していく（パーソナルジムなどをすすめる）ことで、通所から2年後に職場復帰され、利用中止となっています。

結果（達成したこと、達成時期）

眩暈・嘔気が消失され公共交通機関を使用した移動も可能となる。（名古屋⇄東京間の新幹線移動も可能）

通所から6カ月で屋内歩行が可能となり、1年6カ月で屋外歩行も自立レベルで行えるようになっていきます。

屋外歩行が可能となると、旅行などの機会が増加し公共交通機関を使用する頻度が増えたことでご家族の転倒不安への減少に繋がっています。職場への移動方法が確保されたところで当施設の利用を中止し、職場復帰される。

達成後の課題・目標

飲酒なども再開され、健康状態に注意が必要となっています。（再梗塞など）

※ 個人情報の取り扱いにご注意ください。